

一、本会議の審議概要

○平成元年九月二十八日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員源田実君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員鳩山威一郎君、同予備員鈴木貞敏君、裁判官訴追委員遠藤要君、小山一平君、同予備員田辺哲夫君、鈴木和美君、諫山博君の辞任を許可す

備

考

ることに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

世耕 政隆君

安永 英雄君

橋本 敦君

同予備員

斎藤 文夫君 (第二順位を第一順位に変更)

井上 哲夫君 (第二順位)

橋本 孝一郎君 (第四順位を第三順位に変更)

三治 重信君 (第四順位)

裁判官訴追委員

加藤 武徳君

坂野 重信君

山崎 竜男君

一井 淳治君

同予備員

北村 哲男君
鈴木 和美君
諫山 博君

皇室會議予備議員

下稻葉 耕吉君 (第一順位)
久保田 真苗君 (第二順位)
高井 和伸君 (第三順位)
井上 計君 (第四順位)
小西 博行君 (第五順位)

皇室經濟會議予備議員

長田 裕二君 (第一順位)
山口 哲夫君 (第二順位)

檢察官適格審査會委員

初村 滝一郎君 (第一順位)
山田 耕三郎君 (第二順位)

同予備委員

平井 卓志君
福岡 知之君
安恒 良一君 (福岡 知之君の予備委員)

高崎 裕子君（平井 卓志君の予備委員）

国土審議会委員

瀬谷 英行君

近藤 忠孝君

新坂 一雄君

国土開発幹線自動車道建設審議会委員

井上 孝君

伊江 朝雄君

村沢 牧君

本岡 昭次君

北海道開発審議会委員

岩本 政光君

北 修二君

菅野 久光君

日本ユネスコ国内委員会委員

木宮 和彦君

粕谷 照美君

吉川 春子君

休憩 午前十時八分

再開 午前十一時二分

日程第二 会期の件

右の件は、全会一致をもって八十日間とすることに決した。

散会 午前十一時二分

○平成元年十月二日 月曜日

開会 午後一時三十一分

議員岩上二郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。次いで、板垣正君が哀悼の辞を述べた。

休憩 午後一時四十二分

再開 午後二時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

海部内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後二時二十七分

○平成元年十月五日 木曜日

開会 午前十時二分

九・二八 衆議院会期議決
(八十日間)

(衆議院)
一〇・二 国務大臣の演説
四、五 演説に対する質疑

議長は、新たに当選した議員野村五男君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

安恒良一君、大島友治君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十三分

○平成元年十月六日 金曜日

開会 午前十時八分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に久良知章悟君を任命したことを承認することに決し、労働保険審査会委員に山田正美君を任命したことを全会一致をもって承認することに決し、国家公安委員会委員に富田朝彦君を任命することに同意することに決し、公害等調整委員会委員に南博方君、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第三日）

鶴岡洋君、小笠原貞子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時二十九分

再開 午後一時一分

休憩前に引続き、山田耕三郎君、橋本孝一郎君、山本正和君は、それぞれ質疑をした。

（予算委員会）

衆議院

一〇・一一、一二、一三、

一六、一七、一八、

一九、三一

参議院

一〇・二〇、二三、二四、

二五、二六、二七、

三〇

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時五十三分

○平成元年十一月一日 水曜日

開会 午後五時一分

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、菅野久光君を指名した。

日程第一 一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に矢崎新二君、科学技術会議議員に森亘君、宇宙開発委員会委員に曾山克巳君、運輸審議会委員に植木光教君、柳井乃武夫君を任命することに同意することに決し、公害健康被害補償不服審査会委員に黒川弘君、古川武温君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

お年玉付郵便集書等に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

電波法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は全会一致をもって可決、第二の議案は可決された。

散会 午後五時十分

○平成元年十一月八日 水曜日

開会 午前十時二分

元議員岩間正男君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、税制改革に関連する諸法案を審査し併せて税制に関する諸問題等を調査するため委員四十五名から成る税制問題等に関する特別委員会、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

消費税法を廃止する法律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案、通行税法案、物品税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、本院議員久保亘君から趣旨説明があった後、大鷹淑子君、及川一夫君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時三十八分

再開 午後一時四十三分

休憩前に引続き、矢原秀男君、近藤忠孝君、古川太三郎君、足立良平君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後三時五十八分

○平成元年十一月十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時七分

○平成元年十一月二十二日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 土地基本法案（趣旨説明）

右は、石井国務大臣から趣旨説明があつた後、村沢牧君が質疑をした。

散会 午前十時四十二分

○平成元年十二月一日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案（衆議院提出）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

2）（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

（衆議院議決）
一一・一七 土地基本法案（第百十四回国会閣法第六一号）

（修正）

（衆議院議決）
一二・五 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第一三号）

日程第四 昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第五 昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第六 昭和六十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第七 昭和六十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第八 昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の六件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三、第六及び第七は記名投票をもって採決の結果、賛成一一八、反対一二五にて承諾しないことに決し、日程第四、第五及び第八は承諾することに決した。

日程第九 日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告のとおり是認することに決した。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があった。

散会 午前十時三十二分

○平成元年十二月八日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央更生保護審査会委員に金平輝子君、日本放送協会経営委員会委員に三野博君、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、電波監理審議会委員に生田正輝君、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、竹見淳一君を任命することに同意することに決した。

日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）
右の議案は、社会労働委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三は全会一致をもって可決、日程第四及び第五は可決された。

日程第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の三案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第六及び第七は全会一致をもって可決、日程第八は可決された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時二十分

○平成元年十二月十一日 月曜日

開会 午後四時三十六分

日程第一 消費税法を廃止する法律案（久保亘君外七名発議）

日程第二 消費譲与税法を廃止する法律案（久保亘君外七名発議）

消費税廃止関連九法案の審議
（参議院税制問題等に関する特別委員会）

一一・八 設置

一一・一〇 委員長、理事互選

一二・一五 趣旨説明

一二・一一 公聴会

一二・一一 可決

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案（久保亘君外七名発議）

日程第四 税制再改革基本法案（久保亘君外七名発議）

日程第五 法人税法等の一部を改正する法律案（久保亘君外七名発議）

日程第六 通行税法案（久保亘君外七名発議）

日程第七 物品税法案（久保亘君外七名発議）

日程第八 入場税法案（久保亘君外七名発議）

日程第九 地方税法の一部を改正する法律案（久保亘君外七名発議）

右の九案は、税制問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第一乃至第三は記名投票をもつて採決の結果、賛成一三六、反対一一にて委員長報告のとおり修正議決、日程第四、第五及び第七は委員長報告のとおり修正議決、日程第六、第八及び第九は可決された。

散会 午後六時十一分

○平成元年十二月十三日 水曜日

開会 午後一時一分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和六十二年度決算の概要について）

右の件は、橋本大蔵大臣から報告があつた後、大淵絹子君が質疑をした。

日程第二 貨物運送取扱事業法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

（参議院本会議）

一一・八 趣旨説明

一二・一一 可決（衆議院へ送付）

（衆議院税制問題等に関する調査特別委員会）

一二・五 設置

委員長、理事互選

一二・一二 提案理由説明

（衆議院本会議）

一二・一二 趣旨説明

（衆議院議決）

一二・一二

昭和六十一年度一般会計
歳入歳出決算

昭和六十一年度特別会計
歳入歳出決算

昭和六十一年度国税収納
金整理資金受払計算書

昭和六十一年度政府関係
機関決算書

昭和六十一年度国有財産
増減及び現在額総計算書

昭和六十一年度国有財産
無償貸付状況総計算書

日程第三 貨物自動車運送事業法案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

右の両案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第二は可決、日程第三は委員長報告のとおり修正議決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の議案は、日程に追加し、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

土地基本法案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

右の両案は、日程に追加し、土地問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は委員長報告のとおり修正議決、第二の議案は全会一致をもって可決された。

散会 午後一時五十六分

○平成元年十二月十五日 金曜日

開会 午前十時三分

日程第一 昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

日程第 二 昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 三 昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、是認しないことに決した。

日程第 四 道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第 五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第 六 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第 七 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第 八 平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆議院提出）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七は可決、日程第八は全会一致をもって可決された。

日程第九 前払式証票の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一〇 私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第一一 教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一〇は全会一致をもって可決、日程第一一は可決された。

日程第一二 民事保全法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一三 国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第一四 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付）

日程第一五 原子爆弾被爆者等援護法案（山本正和君外九名発議）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一六乃至第三五の請願

右の請願は、災害対策特別委員長外五委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員
会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続すること
に決した。

内閣委員会

一、行政情報の公開に関する法律案（参第一二号）

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（参第五号）

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案（参第一一号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

決算委員会

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

一、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査
外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査
国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

事務総長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は佐伯英明君を指名した。

議長は、国会会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前十一時四分

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

決議案	決算その他	予備費等	条約	衆法		参法	閣法		
				衆継	新規		衆継	新規	
一	継続 八	衆継 六	衆継 二	二七	一〇	一四	二四	八	提出
	一	三	二	一	四	一	一七	八	成立
	三					三			参議院 継続
一	一						一		未了
				二〇	五		六		衆議院 継続
				二		一〇			未了
	是認しないと議決 三	不承諾 三		撤回 四	撤回 一				備考

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（三二件）（うち衆議院において前国会から継続二四件）

●両院通過（二五件）（うち衆議院において前国会から継続一七件）

- 一 所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 二 前払式証票の規制等に関する法律案
- 三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（件名の上の数字は提出番号、件名の下の《修》は本院修正、《修》は衆議院修正を示す。）

- 八 地方交付税法の一部を改正する法律案
第百十四回 国会四〇
民事保全法案（修）
教育職員免許法の一部を改正する法律案
第百十四回 国会四九
電波法の一部を改正する法律案（修）
第百十四回 国会五九
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
第百十四回 国会六〇
土地基本法案（修）《修》（衆議院同意）
第百十四回 国会六一
国土利用計画法の一部を改正する法律案
第百十四回 国会六二
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（修）
第百十四回 国会六三
森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
第百十四回 国会六五
国民年金法等の一部を改正する法律案（修）
第百十四回 国会六六
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（修）
第百十四回 国会六七
私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職

員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（修）

第百十四回
国会六九

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（修）

第百十四回
国会七〇

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（修）

第百十四回
国会七四

貨物運送取扱事業法案（修）

第百十四回
国会七五

貨物自動車運送事業法案（修）（衆議院同意）

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案（修）

第百十四回
国会七八

道路交通法の一部を改正する法律案

●衆議院継続

（六件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（続）

第百八回
国会八五

地方自治法の一部を改正する法律案

第百八回
国会九六

刑事施設法案

第百八回
国会九七

刑事施設法施行法案

第百八回
国会九八

留置施設法案

第百八回
国会九八

海上保安庁の留置施設に関する法律案

第百十二回
国会五三

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

●本院未了（一件）

第百十四回
国会二三

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案（一四件）

●両院通過（二件）

一四 へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

●本院継続（三件）

五 国際開発協力基本法案

一一 育児休業法案

一二 行政情報の公開に関する法律案

●衆議院未了（一〇件）

一 消費税法を廃止する法律案（修）

二 消費譲与税法を廃止する法律案（修）

三 地方交付税法の一部を改正する法律案（修）

四 税制再改革基本法案（修）

六 法人税法等の一部を改正する法律案（修）

七 通行税法案

八 物品税法案（修）

九 入場税法案

一〇 地方税法の一部を改正する法律案

一三 原子爆弾被爆者等援護法案

●衆議院議員提出法律案（三七件）（うち衆議院において前国会から継続二七件）

●両院通過（五件）（うち衆議院において前国会から継続一件）

三 公職選挙法の一部を改正する法律案

六 平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案

七 公職選挙法の一部を改正する法律案

八 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

第百十三回
国会 八

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案

●衆議院継続（二五件）（うち衆議院において前国会から継続二〇件）

二〇件）

一 政治資金規正法の一部を改正する法律案

二 政治資金規正法の一部を改正する法律案

五 住宅基本法案

九 政治資金規正法の一部を改正する法律案

一〇 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

第百七回
国会 五

中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回
国会 七

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地

処分法の一部を改正する法律案

第百八回
国会 一

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

第百八回
国会 八

雇用保険法の一部を改正する法律案

第百八回
国会 一〇

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

海洋開発基本法案

第百八回
国会 一六
第百八回
国会 一七

海洋開発委員会設置法案

第百八回
国会 一八

官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律の一部を改正する法律案

第百八回
国会 一九

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

法律案

第百九回
国会 二

水俣病問題総合調査法案

第百九回
国会 三

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改

正する法律案

第百九回
国会 四

学校教育法の一部を改正する法律案

第百九回
国会 五

学校教育法等の一部を改正する法律案

第百九回
国会 六

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準
に関する法律案

第百九回
国会 七

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職
員定数の標準等に関する法律案

第百十二回
国会 四
第百十二回
国会 九

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

都市における公共交通の環境整備に関する特
別措置法案

第百十三回
国会 四

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法
律案

第百十四回
国会 五
第百十四回
国会 九

政治資金規正法の一部を改正する法律案

国際開発協力基本法案

●衆議院未了
(二件)(いずれも衆議院において前国会から継
続)

第百十二回
国会 一

国土利用計画法の一部を改正する法律案

第百十二回
国会 一五

土地基本法案

●撤回(五件)(うち衆議院において前国会から継続四件)

四

公職選挙法の一部を改正する法律案

第百七回
国会 四

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児
休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百十四回
国会 四

公職選挙法の一部を改正する法律案

第百十四回
国会 七
第百十四回
国会 一〇

公職選挙法の一部を改正する法律案

平成元年度における国民年金法等の年金の額
等の改定の特例に関する法律案

●条約(二件)(いずれも衆議院において
前国会から継続)

第百十四回
国会 四

●両院通過(二件)

第百十四回
国会 五

所得に対する租税に関する二重課税の回避の
ための日本国とベルギー王国との間の条約を改
正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及
び脱税の防止のための日本国政府とインド共
和国政府との間の条約の締結について承認を
求めるの件

●予備費等承諾を求めるの件(六件)(いず
れも衆議院において前国会から継続)

●両院通過(三件)

○昭和六十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書（第百十四回国会提出）

○昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（第百十四回国会提出）

○昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（第百十四回国会提出）

●国会の承諾がなかったもの（三件）

○昭和六十二年一般会計予算使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十四回国会提出）

○昭和六十三年一般会計予算使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十四回国会提出）

○昭和六十三年特別会計予算使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十四回国会提出）

●決算その他（八件）

●是認すると議決（一件）

○日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十二回国会提出）

●是認しないと議決（三件）

○昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書（第百十二回国会提出）

○昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十二回国会提出）

○昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十二回国会提出）

●継続（三件）

○昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書（第百十四回国会提出）

○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十四回国会提出）

○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十四回国会提出）

●未了（一件）

○日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び

損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十四回国会
提出）

●決議案（一件）

●未了（二件）

一 米の輸入自由化反対に関する決議案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（四件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
3	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	平成 元、二二 元	平成 元、二二 元 （予）	平成 元、二三 元 可決	平成 元、二三 元 可決	平成 元、二三 元 可決	平成 元、二三 元 可決	平成 元、二三 元 可決	
4	特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二二 元	二二 元 （予）	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	
5	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	二二 元	二二 元 （予）	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	二三 元 可決	
114 国会 67 法律案	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	（衆）	元、三 元	元、二 元 （衆）	元、三 元 可決	元、三 元 可決	元、三 元 可決	元、三 元 可決	元、三 元 可決	百十四回 国会 百十五回 国会 衆議院 継続

本院議員提出法律案（二件）

12	行政情報の公開に関する法律案	猪熊重二君 (元、二、三)	元、二、五	元、三、四	継続審査	付託	議決	議決	付託	議決	議決	備考
番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ提	参議院		衆議院						

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月 日	本院へ提 出月 日	参 議 院	衆 議 院	備考
6	平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案	内閣委員長 (元、二、一三〇)	元、二、二〇〇	元、二、二〇〇	元、二、二〇〇 (予)	元、二、三四元、二、三五 可決 可決 可決	
113 国会 8	臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案	竹内 黎一君 外 四 名 (昭和六三、一一、一〇)		元、二、二七元、二、二七	元、二、二六元、二、三一 可決 可決	元、九二元、二、二六 可決 可決	百十三回国会 百十四回国会 百十五回国会 衆議院 継続

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第三号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成元年八月四日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均改定率三・一%)
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十五万五千円に引き上げる。
- 三、交通機関等利用者に対する通勤手当の全額支給の限度額の月額を三万円に引き上げる。
- 四、単身赴任手当を新設し、支給月額の基礎額を二万円、加算最高限度額を一万八千円とする。
- 五、六月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ〇・一月分引き上げる。
- 六、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度

額を月額二万九千六百円に引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、単身赴任手当に関する改正規定等は、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均三・一%引き上げるとともに、通勤手当、医師等の初任給調整手当等の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び単身赴任手当の新設等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に併せて、特別職の職員の俸給月額について所要の改定等を行おうとする

ものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額について所要の改定等を行うとともに、防衛大学校等の学生から引き続き自衛官に任用された者の退職手当算定に係る在職期間の通算要件を改めるものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、人事院勧告に対する政府の姿勢、公務員の単身赴任の現状と対策、週休二日制の実施状況等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、一般職職員給与法改正案に賛成、他の二法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、特別職職員給与法等改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し、全会一致をもって三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第四号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うとともに、秘書官について単身赴任手当を新設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。

二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。

三、秘書官の俸給月額を引き上げる。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額をそれぞれ引き上げる。

五、秘書官に、一般職の職員の例により単身赴任手当を支給する。

六、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。
七、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、秘書官の単身赴任手当に関する改

正規定は、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

三二ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、併せて退職手当の算定の基礎となる勤続期間を計算するに際し、防衛大学校等の学生としての在職期間について自衛官としての在職期間に通算する場合の要求を改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表の俸給月額を平均二・九％、自衛官俸給表の俸給月額を平均三・四％それぞれ引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を七万四千八百円に引き上げる。
- 三、一般職の国家公務員の例に準じて、単身赴任手当を新設する。

四、営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を六千三百円に引き上げる。

五、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生から引き続き自衛官に任用された者の退職手当算定に係る在職期間の通算要件を、自衛官として六月以上在職したこととする。

六、本法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。ただし、単身赴任手当に関する規定は、平成二年四月一日から施行し、また、防衛大学校等を卒業した者の通算要件に関する規定は、施行の日以後に防衛大学校等を卒業した者について適用する。

委員長報告

三二ページ参照

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六七号）

要旨

- 本法律案の主な改正内容は次のとおりである。
- 一、長期給付に係る改正

1 特別支給の退職共済年金及び退職年金の定額単価、障害共済年金等及び障害年金等の最低保障額等を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

2 国家公務員等共済組合法による年金額の算定の基礎となる標準報酬月額等について平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

3 国家公務員等共済組合法による年金額を、毎年四月から、前年の消費者物価指数の変動率に応じて政令で改定することとする。

4 在職中に支給する退職共済年金等の支給割合を、本法律の施行された月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から標準報酬等級の区分に応じ、三段階から七段階（衆議院において「五段階」を修正）とする。

5 国家公務員等共済組合等が支給する年金の支払い回数を平成二年二月一日「衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から年四回を年六回に改める等の改正を行う。

二、日本鉄道共済組合の支給する年金について、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月一日から年金給付の見直しを行うとともに、旅客鉄道会社等の特別負担及び日本国有鉄道清算事業団の特別負担についての規定を設ける。

三、日本たばこ産業共済組合の支給する年金について、その厳しい財政事情に対応するため、平成二年四月一日から年金給付の見直しを行うとともに、日本たばこ産業株式会社の特別負担についての規定を設ける。

四、標準報酬等級を六万八千円から四十七万円までの三十一等級から、八万円から五十三万円までの三十等級に本法律の公布された月の翌月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から改めるとともに、短期給付等に係る標準報酬等級については、本法律の公布された月の翌月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から政令で標準報酬の最高等級の上にさらに等級を加えることができることとする等の改正を行う。

なお、衆議院において、一の1、2の修正に伴い、平成元年四月分からの物価スライドの特例措置に関する規定を削除する等の所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、厚生年金と同様、年金給付の改善、完全自動物価スライド方式の導入等を行いますほか、鉄道共済年金及びたばこ共済年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月から年金給付の見直し等の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の内容、鉄道共済年金の救済措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目の附帯決議を行いました。次に、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものでありまして、その内容は、本年八月分から実施されております扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を、遺族たる恩給受給者の福祉の向上を図るため、本年四月分から七月分までの扶助料等についても実施しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、平成元年八月分から実施した扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を、遺族たる恩給受給

者の福祉の向上を図るため、同年四月分から七月分までの扶助料等についても実施しようとするものである。

二、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案（第百十三回国会衆第八号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、総理府に、臨時脳死及び臓器移植調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

二、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する施策に係る重要事項について調査審議するとともに、内閣総理大臣に意見

を述べることができる。

内閣総理大臣は、調査会の答申又は意見を尊重しなければならぬとともに、答申等を国会に報告する。

三、調査会は、脳死及び臓器移植に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する十五人以内の委員（非常勤）で組織する。

四、調査会は、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

五、本法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

六、本法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出によるものでありまして、その

主な内容は、脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、内閣総理大臣の諮問に応じ、脳死及び臓器移植に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する重要事項について調査審議する機関として、総理府に臨時脳死及び臓器移植調査会を設置しようとするものであります。

本調査会の委員は、十五人以内とし、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命することとなっております。

なお、本法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失うこととしております。

委員会におきましては、本調査会委員の選考方法、本調査会の運営のあり方、諸外国における臓器移植の実情等について質疑が行われましたほか、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より反対の旨の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（三件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
8	地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	元、二、二 元、二、二 元、二、二 （予）	可決 元、三、五 元、三、八 可決	付託 元、二、二 元、二、二 可決 元、二、二 元、二、二 可決	
114国会 70	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	（衆）	元、三、三 元、二、二 元、二、二	可決 元、三、四 元、三、五 可決	元、九、六 元、二、二 元、二、二 修正 修正 可決	百十四回国会 百十五回国会 衆 衆 継 統
114国会 78	道路交通法の一部を改正する法律案	〃	四、二 二、二 二、二	可決 元、三、四 元、三、五 可決	元、九、六 元、二、二 元、二、二 可決	百十四回国会 百十五回国会 衆 衆 継 統

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費を基準財政需要額に算

入するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費を基準財政需要額に算入するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、給与改定に関する追加財政需要額の計上のあり方、補助金の見直しと地方交付税の充実、ふるさと創生事業に関連する問題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百十四回国会閣法第七〇号）

要旨

本法律案の主な改正内容は、次のとおりである。

一、長期給付に関する事項

1 地方公務員等共済組合法の年金について、平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」実施を修正）から、年金額の算定の基礎となる平均給料月額等の再評価等により、年金額を引き上げる。

2 地方公務員等共済組合法の年金の額を、前年の消費者物価指数の変動率に応じて、政令で定めるところにより改定する。

3 給料の額が政令で定める額を下回る組合員に対する退職共済年金等の一部支給に係る支給割合を三段階から七段階とする（衆議院において「三段階から五段階」の改正規定を修正）。

4 年金の支給回数を、年四回から年六回とする。

二、掛金の標準となる給料の最高限度額及び最低限度額を、それぞれ引き上げるとともに、短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の最高限度額については、健康保険制度における取扱いを勘案して政令で定めるところにより更に引き上げる。

三、地方公務員共済組合連合会について、平成二年四月一日から、新たに公立学校共済組合及び警察共済組合が加入するための所要の措置を講ずる。

四、全国市町村職員共済組合連合会において、当分の間、短期給付につき、地方公共団体等の負担を財源とする新たな財政調整事業を平成二年四月から実施できることとする。

なお、衆議院において、一の一の修正に伴い、平成元年度における物価スライドの特例措置に係る規定を削るほか、施行期日等につき所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取消処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

案は、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付について、平均給料月額等の再評価等により年金額を引き上げる等の改善措置を講ずるとともに、短期給付につき地方公共団体等の負担を財源とする新たな財政調整事業を実施できることとするほか、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合及び警察共済組合が加入するための所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審議を進め、初心運転者期間制度導入の効果、交通安全教育の充実、年金の制度間調整のあり方、財源率の将来見通し等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、道路交通法改正案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方公務員等共済組合法等改正案について、日本共産党を代表して諫山委員より、公立学校共済組合及び警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入規定を

削除する旨の修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第七八号）

要旨

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、初心運転者期間制度の新設及び運転免許の取消処分者等に対する講習制度の導入等により初心運転者による交通事故の防止、その他交通の安全を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、初心運転者期間制度の新設

1 普通自動車免許等を受けた者については、免許の種類ごとに、その取得後の一年間を初心運転者期間とし、当該期間中に道路交通法等に違反する行為をし、政令

で定める基準に該当することとなった者に対し、公安委員会は初心運転者講習を行うこととする。

2 公安委員会は、初心運転者講習対象者が初心運転者講習を受けなかった場合、及び初心運転者講習受講後初心運転者期間が経過するまでの間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなった場合は、初心運転者期間経過後に再試験を行うこととする。

3 公安委員会は、再試験の結果、免許を受けた自動車等を安全に運転することができないと認められる者、又は再試験を正当な理由なく受けないと認められる者については、その者の当該免許を取り消さなければならないこととする。

二、運転免許の拒否若しくは取消し又は六月を超える期間の運転の禁止の処分を受けたことがある者は、過去一年以内に公安委員会の行う取消処分者講習を受けていなければ、運転免許試験を受けることができないこととする。

三、公安委員会は、その指定する者に初心運転者講習及び取消処分者講習を行わせることができることとする等所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

四〇ページ参照

(衆)は提出時の先議院

114 63 国会	114 40 国会		7	6	番号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	民事保全法案		検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	件名
〃	(衆) 元、三二〇		〃	衆 元、二二二	院議先
三二六	元、二二三〇		二二二 元	元、二二二	月提出
二二七	元、二二三〇		二二二 (予)	元、二二二 (予)	付委員託
可 三二七 決	可 元、三二四 決		可 三二五 決	可 元、三二五 決	議委員託
可 三二八 決	可 元、三二五 決		可 三二八 決	可 元、三二八 決	議委員託
九二六	元、九二六		二二二 元	元、二二二	付委員託
修 二二七 正	修 元、二二六 正		可 二二二 決	可 元、二二二 決	議委員託
修 二二七 正	修 元、二二三〇 正		可 二二三〇 決	可 元、二二三〇 決	議委員託
百十四回国会 百十五回国会 衆 継 続	百十四回国会 百十五回国会 衆 継 続				備考

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額 of 改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、一般の政府職員の例に準じて、単身赴任手当を支給する。

四、以上の改正は、報酬月額の改定については、平成元年四月一日にさかのぼって行い、単身赴任手当の新設については、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定し、単身赴任手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、単身赴任手当の支給要件、裁判官及び検察官の単身赴任の実情、弁護士との収入格差等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、多年にわたり本邦に在留している外国人の社会生活に与える影響、雇用主処罰規定の運用、不法就労外国人の人権保障、単純労働者の受入れ問題等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、雇用主等に対する処罰規定の運用等と内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額 of 改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、一般の政府職員の例に準じて、単身赴任手当を支給する。

四、以上の改正は、俸給月額の改定については、平成元年四月一日にさかのぼって行い、単身赴任手当の新設については、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

民事保全法案（第百十四回国会閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、民事保全（仮差押え及び仮処分）制度に関する現行規定（民事訴訟法第六編及び民事執行法第三章）を統合した基本的手続法を定め、当事者の手続上の地位を実質的に保障しつつ、同制度の改善、合理化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、民事保全の手続に関する審理の迅速化を図るため、保全命令の申立て及び保全命令に対する不服申立てについての審理は、すべて決定手続によることとする。これに伴い、審理の適正充実化のため、参考人等を審尋できる制度などを導入する。

二、利用頻度の高い仮処分（処分禁止、占有移転禁止）につき、適切な効力を確保するため、登記方法の合理化、執行力の拡張（債務者以外の占有者に対する明渡し等の強制執行を容易、可能にする）、第三者の権利保護等に関する規定を整備することにより、その執行方法及び効力を明確化する。

三、保全命令の発令手続及び執行手続につき、事件記録関

覧の可否等をはじめ、従来から争いのある点についての解釈を統一し、仮処分解放金、不服申立てに伴う執行停止などの新たな制度を設ける等、関係規定を整備する。

四、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、①仮の地位を定める仮処分命令を発するときには、原則として口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならぬ、②保全執行の停止若しくは既にした執行処分の取消し又は保全命令取消決定の効力停止を命ずる場合の疎明事項を厳格化する、③仮処分命令を取り消す際の原状回復命令を任意化し、かつ、原状回復の範囲を改める旨の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました民事保全法案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、仮差押え及び仮処分、すなわち民事保全の制度に関し、現行規定を整備統合し、当事者の手続上の地

位を実質的に保障しつつ、同制度の改善を図ろうとするものであります。

その主な内容は、民事保全手続の審理の適正迅速化を図り、利用頻度の高い仮処分である処分禁止の仮処分及び占有移転禁止の仮処分に関する規定を整備し、関係諸規定の整備を図ることであります。

委員会におきましては、決定手続一本化と適正手続の保障、第三者審尋のあり方、労働仮処分事件の動向等について質疑を行い、また参考人から意見を聴取しましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、本法の運用に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第一百四回国会閣法第六三号）

要旨

本法律案は、最近における外国人の出入国に関する状況にかんがみ、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在留資格制度を整備し、我が国に入国・在留できる外国人の範ちゅうを明確にする。

二、在留資格に関する審査基準を省令で定めて公布することとし、出入国管理行政の一層の透明性及び公平性を確保する。

三、在留資格を認定した証明書を事前に交付できるようにし、外国人の入国・上陸手続を簡易・迅速に行い得るようにする。

四、外国人を雇用しようとする場合に、合法的に就労できる外国人かどうかを容易に識別できるように在留資格の表示を改めるとともに、合法的に就労できる外国人に対し、

申請により就労可能である旨の証明書を交付し、善意の雇用主が誤って就労できない外国人を雇用することがないようにする。

五、外国人の資格外活動を在留資格に対応する在留活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動等に限定してその範囲を明確化するとともに、不法就労外国人の雇用主やブローカー等に対する処罰規定を新設し、不法就労活動を防止する。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、就労可能なことが明らかな者について就労資格証明書の不提示又は不提出を理由とする不利益取扱い禁止規定を追加する修正が行われている。

委員長報告

四四ページ参照

○外務委員会

条 約 (二件)

(衆) は提出時の先議院

番 号	件 名	提出 月 日	参 議 院	衆 議 院	備 考
114 国会 4	所得に對する租税に關する二重課税の回避の ための日本国とベルギー王国との間の條約を 改正する議定書の締結について承認を求める の件	(衆) 元、三二七	付 委員 託 議 決 議 元、二、二、七 承 認 承 認	付 委員 託 議 決 議 元、二、二、七 承 認 承 認	百十四回国会 衆 繼 統
114 国会 5	所得に對する租税に關する二重課税の回避及 び脱税の防止のための日本国政府とインド共 和国政府との間の條約の締結について承認を 求めるの件	" 三二七	二、二、七 承 認 承 認	九二六 承 認 承 認	百十四回国会 衆 繼 統

本院議員提出法律案 (一件)

番 号	件 名	提出 者 (月 日)	予 備 送 衆 へ 提	参 議 院	衆 議 院	備 考
5	國際開發協力基本法案	中西 珠子 君 外 二 名 (元、一〇、九)	元、一〇、一 付 月 日 出 月 日	付 委員 託 議 決 議 元、一〇、九 繼 統 審 査	付 委員 託 議 決 議 元、一〇、一 (予)	

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第四号）

要旨

我が国とベルギーとの間には一九六八年（昭和四十三年）三月に署名された租税条約があるが、これを一部改正するため、両国間で交渉が行われた結果、昨年十一月九日にブラッセルにおいて、この議定書の署名が行われたものであって、改正点は次のとおりである。

一、一律十五パーセントとされている配当に対する源泉地国での限度税率を、親子会社間の場合に限り、日本においては十パーセント、ベルギーにおいては五パーセントに引き下げる。

二、十五パーセントとされている利子に対する源泉地国での限度税率を十パーセントに引き下げる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ベルギーとの租税条約改正議定書は、両国間における資本の交流を一層円滑化するため、配当及び利子に対する源泉地国の限度税率を引き下げようとするものであります。

次に、インドとの租税条約は、昭和三十五年に締結された現行協定を全面改正しようとするものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、航空機または船舶による国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の課税軽減及び二重課税の排除方法等について規定しております。

委員会におきましては、租税条約の締結方針と相手国の選定基準、開発途上国に配慮した租税条約のあり方、脱税を防止するための方策等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第五号）

要旨

我が国とインドとの間には一九六〇年（昭和三十五年）一月に署名された租税協定（一九六九年署名の改正議定書を含む。）があるが、一九八二年（昭和五十七年）六月にインド側より改正の提案があったのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同協定を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、本年三月七日にニュー・デリーにおいてこの条約の署名が行われたものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。ただし船舶所得については十年間の過渡期間を経て免除される。
- 三、投資所得についての源泉地国税率は、配当については

十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十パーセント、その他の場合十五パーセント、使用料及び技術的役務対価については二十パーセントを超えないものとする。

四、短期滞在者、両国政府間で合意された特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生、事業修習者、教授、教員等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、二重課税の排除方法は、両国とも外国税額控除方式により、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

委員長報告

前ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	元、1011	付委員会 議決 元、1030 (予) 可決 元、117 元、117 可決 元、117 可決 元、1030 元、1030 可決 元、1030 可決	付委員会 議決 元、1030 元、1030 可決 元、1030 可決 元、1030 可決	
2	前払式証票の規制等に関する法律案	〃	1110	付委員会 議決 元、1110 可決 元、1110 可決	付委員会 議決 元、1110 可決 元、1110 可決	

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、平成元年分以後の所得税について、主としてパート所得者の税負担軽減の見地から、所得税法及び租税特別措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、給与所得控除の最低控除額を六十五万円（現行五十七万円）に引き上げる。
 - 二、家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額を六十五万円（現行五十七万円）に引き上げる。
- 以上により、パート所得者及び内職所得者の所得税の非課税限度が、収入ベースで百万円（現行九十二万円）に引き上げられることとなる。
- なお、本法律施行に伴う平成元年度における租税の減収見込額は、約五百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、パート所得者の税負担軽減の見地から、平成元年分以後の所得税に係る給与所得控除額の最低保障額を引き上げることにより、非課税限度を現行の九十二万円から百万円に引き上げるとともに、家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額についても同様の引き上げ措置を講じようとするものであります。

なお、本法施行による国税の減収見込み額は約五百億円で、住民税への影響をも含めると約七百五十億円と相なります。

委員会におきましては、パート所得者等の非課税限度額を百万円とした理由、パート労働者の気配り勤務の解消についての対応策、キャピタルゲイン課税のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

前払式証票の規制等に関する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、最近における前払式証票の発行の状況にかんがみ、現行商品券取締法の全部を改正することとし、前払式証票の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証票に係る信用の維持に資するため、前払式証票の発行者に対して登録その他の所要の規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、前払式証票の発行者について、登録制及び届出制を設けるとともに、帳簿書類の作成、保存等の義務を定める等の規定を設ける。
- 二、前払式証票の発行者に対して、その発行する前払式証票に一定の事項を表示することを義務づける。
- 三、前払式証票の発行者が倒産した場合等における購入者等の利益の保護を適切に図るため、前払式証票に係る前受金の保全措置である発行保証金の供託について、所要

の規定の整備を行う。

四、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資するため、前払式証券発行協会を設けることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました前払式証券の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるプリペイドカード等の発行状況にかんがみ、商品券取締法の全部改正を行うことにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券についての信用の維持を図るため、前受金の保全措置である発行保証金の供託についての規定を整備するほか、その発行者に対し登録制及び届出制を設ける等必要な規制を行い、かつ、前払式証券発行協会についての規定を定める等、発行業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、今後におけるプリペイドカード市場の発展性、カード購入者等に対する保護のあり方、商品券とプリペイドカードとを前払式証券として統一的に規

定することの是非、プリペイドカードの一枚当たりの金額に上限を設ける必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案（二件）

(衆)は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院會議決	衆議院會議決	備考
114 国会 68回	私立学校教職員共済組合及び昭和三十二年度及昭和六十三年度の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	(衆)	平成元、二、三、七	付委員託会決議可決 一、二、四、五	付委員託会決議可決 九、六、一、二、三、一、正修	百十四回国会 百十五回国会 衆継続
114 国会 49回	教育職員の免許法の一部を改正する法律案	(衆)	平成元、二、三、七	付委員託会決議可決 一、二、四、五	付委員託会決議可決 九、六、一、二、三、一、正修	百十四回国会 百十五回国会 衆継続

摘要

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

、高等学校の教育課程の基準の改正により、平成六年度から、教科「社会」が「地理歴史」及び「公民」に再編成されるため、高等学校の免許教科の「社会」も「地理歴史」及び「公民」に改めること。

二、平成二年度の大学入学者から、「地理歴史」又は「公民」で養成教育を行うこととし、それ以前の入学者については、平成六年三月三十一日までは従前どおり「社会」の免許状を授与すること。

三、「社会」の教科についての免許状は、高等学校の教科が改正される平成六年四月一日に、「地理歴史」及び「公民」の各教科についての免許状とみなすこと。

四、免許状の授与等に係る手数料の金額について、「政令で定める金額」を「実費を勘案し政令で定める金額」に

改めること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合の長期給付の改善を図るほか、在職中でも六十五歳から年金支給ができるようにするなど、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、標準給与の月額の見直しに関する実施時期の繰上げ、これに伴う平成元年度における年金の額の改定の特例措置に関する規定の削除等の修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理、短期経理の状況と今回の改正が及ぼす影響、年金制度一元化に向けての私立学校教職員共済組合のあり方、国民年金制度加入に伴う学生の負担の軽減措置のあり方、その他私学をめぐる諸般の問題

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二項目からなる附帯決議を行いました。

次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の免許教科の「社会」「地理歴史」及び「公民」に改めようとするものであります。

委員会におきましては、社会科再編成の経緯とその是非、学習指導要領の性格とあり方、国際性涵養の教育の進め方、高校や教員養成課程の条件整備の必要性等の諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より反対、自由民主党を代表して田沢委員より賛成、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論がそれぞれ行われました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、戦後の社会科教育の理念の尊重など三項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六八号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命すること。

二、掛金及び給付の基礎となる標準給与の月額の上限を四十七万円から五十三万円に引き上げるとともに、その等級の区分を四十四等級から三十等級に改めること。ただし、短期給付に係る標準給与の等級については、政令で

定めるところにより、更に上位の等級を加えることができること。

三、年金額の算定の基礎となる標準給与の月額の再評価を行うこと。

四、私立学校教職員の雇用の実態及び厚生年金保険との均衡を考慮して、私立学校に在職する六十五歳以上の教職員に年金を支給すること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、六十五歳以上の在職者に年金を支給する措置は、平成二年四月一日から施行すること。

なお、衆議院において、標準給与の月額の再評価の実施時期の繰上げ、これに伴う平成元年度における年金の額の特例改定措置に関する規定の削除等の修正が行われた。

委員長報告

前ページ参照

內閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 66	国民年金法等の一部を改正する法律案	(衆)	元、三三 元、三一	付託委員會議決	付託委員會議決	百十四回国会 百十五回国会 衆議院繼續 百十六回国会 元、二一九
114国会 77	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案	"	四、四 三、一	可決 可決	可決 可決	衆本会議趣旨説明

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提出 付月 日 出月 日	参議院 委員會 託議決 議決 議決	衆議院 委員會 託議決 議決 議決	備考
11	育児休業法案	糸久八重子君 外七名 (元、二、七)	元、二、九	元、二、六 継続 審査		
13	原子爆弾被爆者等援護法案	山本正和君 外九名 (二、四)	二、六	三、一 元、三、四 元、三、五	未了	
14	へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (三、五)	三、六 元、三、八	可決 三、八 元、三、六 元、三、四 元、三、四	可決 可決 可決	

国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣第六六号）

要旨

本法律案は、国民年金及び厚生年金の年金額及び保険料の引上げ、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずるとともに、老齢福祉年金・児童扶養手当その他の手当の額の引上げ等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金法及び厚生年金保険法の一部改正

1 国民年金の基礎年金の額を月額五万五千五百円に、厚生年金保険の制度成熟時における加入期間四十年の場合の標準的な年金額を月額十九万七千四百円に引き上げるとともに、配偶者や子に係る加算・加給年金の額を引き上げること。

2 年金額の改定を、物価変動に完全に対応する完全自動物価スライド制とすること。

3 厚生年金保険の在職老齢年金の支給割合を現行の三段階から七段階に改めること（衆議院修正により五段階から七段階に増加）。

4 厚生年金保険の標準報酬について八万円から五十三万円の三十等級に改めること。

5 国民年金の保険料を月額八千四百円とし、以後毎年度四百円ずつ引き上げること。

6 厚生年金保険の保険料率を、男子については平成二年十二月分までを千分の百四十三、平成三年一月以降分を千分の百四十五に、船員・坑内員については平成二年十二月分までを千分の百六十一、平成三年一月以降分を千分の百六十三に改めるとともに、女子については、平成二年十二月分までを千分の百三十八、平成三年一月以降分を千分の百四十一・五に改め、その後も男子の保険料率に達するまで毎年引き上げること（衆議院修正により引上げ幅を圧縮）。

7 二十歳以上の大学、専修学校等の学生を国民年金の当然加入の被保険者とすること。

8 基礎年金、厚生年金等の支払を年八回支払とすること。

9 職能型国民年金基金の設立要件を緩和し、都道府県の区域を単位とする地域型国民年金基金を創設するとともに、国民年金基金連合会を創設すること。

国民年金基金及び国民年金基金連合会が積立金の資

産運用等について契約する相手方として、生命保険会社及び信託会社のほか、新たに全国共済農業協同組合連合会又は全国共済水産業協同組合連合会を加えること（衆議院修正）。

10 厚生年金基金の運用方法を拡大するとともに、積立金の管理及び運用に関する業務について、所要の規定の整備を行うこと。

11 老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計算の際に、財政の将来の見通し、高齢者の就業機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して見直し、これに基づく所要の措置は別に法律をもって定めるものとする（衆議院修正）。なお、衆議院修正により、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設等に関する規定は削除）。

二、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の手当額について年金額の引上げに準じて引上げを行うとともに、完全自動物価スライド制を導入すること。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一のうち6についてはこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日から、8については平成二年二月一日から、5及び10については平成二年四月一日から、7及び9については平成三年四月一日から施行すること（衆議院修正）。

2 一の1、2及び二に掲げる規定については平成元年四月一日から、一の3及び4に掲げる規定についてはこの法律の施行の日の属する月の初日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、国民年金及び厚生年金について、年金額及び保険料

を引き上げ、これらの年金額の改定を完全自動物価スライ
ドとするとともに、国民年金への学生の強制加入、地域型
国民年金基金制度の創設、厚生年金の在職老齢年金の支給
割合の改善、標準報酬の上下限の改定、厚生年金基金の積
立金の運用方法の拡大等の措置を講ずること、第二に、児
童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げるとともに、
これらの額の自動改定を行う措置を講ずること等であります。

次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別
措置法案は、被用者年金制度間の負担の調整を進めるため、
公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置と
して、厚生年金及び共済年金の老齢・退職年金給付のうち
の共通部分について費用負担を調整するための制度間調整
事業を実施するものでありますが、平成二年度から平成四
年度までの間、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措
置を講ずることとし、当該減額相当額について厚生年金保
険等の調整拠出金の減額を行うとともに、平成四年度まで
に、この事業の見直しを行うこととしております。

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、参
考人からの意見聴取を行うとともに、基礎年金の水準と費
用負担のあり方、無年金者・低額年金者対策、雇用と年金

の連携、障害者の所得保障、地域型国民年金基金のあり方、
学生の保険料負担のあり方、日本鉄道共済年金の財政見通
し等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳
細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓
脱委員より、両案に反対する旨の意見が、連合参議院乾委
員より、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別
措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数を
もって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。
次に、原子爆弾被爆者等援護法案について申し上げます。
本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置
かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づ
き、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、
被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付
金を支給する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、被爆者に対する国家補償の必要
性、一般戦災者と原爆被爆者とのバランス、原爆被害の特
殊性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、内閣から意見を聴取いたしましたところ、反対であるとの意見が述べられました。次いで、討論に入りましたところ、自由民主党小野理事より、本案に反対する旨の意見が、日本社会党・護憲共同系久理事より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブを代表して、本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案
(第百十四回国会閣法第七七号)

要旨

本法律案は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、被用者年金制度による老齢

・退職年金給付に要する費用に係る負担に関して各制度の共通性等に配慮して算定される金額について被用者年金制度間において調整するための特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、制度間調整事業の実施主体たる政府は、各被用者年金保険者が行う老齢・退職年金給付のうち各制度に共通する部分の費用に充てるため、各被用者年金保険者に対し、調整交付金を交付すること。

二、調整交付金の財源に充てるため、各被用者年金保険者は、その標準報酬総額に応じて、制度間調整事業の実施主体たる政府に対し、調整拠出金を拠出すること。

三、制度間調整事業の事務の執行に要する費用は、国が負担すること。

四、制度間調整事業の円滑な実施のため、各共済組合からの社会保険庁長官への報告等について所要の規定を設けること。

五、平成二年度から平成四年度までの間、一及び二の規定にかかわらず、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措置を講ずることとし、当額減額相当額について厚生年金保険等の調整拠出金の減額を行うこととすること（衆

議院修正)。

六、政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案して見直しを行うものとする(衆議院修正)。

七、この法律は、平成二年四月一日から施行すること。

委員長報告

六〇ページ参照

原子爆弾被爆者等援護法案(参第一三三号)

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、原爆被害を受けた者で、被爆者援護手帳を交付された者を「被爆者」とすること。

二、都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うこと。

三、厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者で、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対し、必要な医療の給付を行うこと。

四、厚生大臣は、被爆者が、三の負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病等の負傷又は疾病以外の負傷又は疾病につき医療を受けたときは、その者に対し医療費を支給すること。

五、都道府県知事は、三による医療の給付を受け、又はこれに代わる医療費の支給を受けることのできる医療を受けている被爆者に対し、その医療を受けている期間、医療手当を支給すること。

六、都道府県知事は、被爆者であって、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において介護手当を支給すること。

七、被爆者に被爆者年金を支給すること。被爆者年金の額は、最低三十四万八千八百円とし、精神上又は身体上の障害がある者については、障害の程度に応じて、最高百六十七万円（原爆起因の負傷又は疾病の認定を受けたものにあつては、七百六十六万八千八百円）を超えない範囲内において、政令で定める額とすること。障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮すること。

八、死亡した被爆者の遺族に、特別給付金を支給すること。特別給付金の額は百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付すること。

九、都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、二十万円を支給すること。

十、厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護を必要とするとき、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うこと。

十一、被爆者及びその介護者による旅客会社の鉄道等の利用の際の運賃を無料とし、国がこれを負担すること。

十二、都道府県知事は、被爆二世、三世から申出があつた場合には、その者に対し健康診断を行うとともに、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けた者には、医療の給付並びに医療手当及び介護手当の支給等の援護を行うこと。

十三、都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができること。

十四、厚生大臣の諮問機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会を置くこと。

十五、国は、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要する費用を、都道府県並びに広島市及び長崎市に交付すること。

十六、国は財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用を補助し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めること。

十七、この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

委員長報告

六〇ページ参照

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案（参第
一四号）

要旨

本法律案は、へい獣処理場等の用語が、現在の実情に即していないことにかんがみ、所要の改正を行うもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、題名を「化製場等に関する法律」に改めること。
- 二、本則において用いられている「へい獣」、「へい獣取扱場」及び「へい獣処理場」という用語を改正すること。
- 三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

趣旨説明

ただいま議題となりましたへい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨今、関係者から、へい獣処理場等に関する法律は太政官布告を基に制定されたものであり、法律において用いら

れているへい獣処理場等の用語が現在の実情に即していないため、これらの用語を改めるべきであるという意見が出されているところであります。このため、法律上のへい獣処理場等の用語を改めることとし、本法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、へい獣処理場等に関する法律の題名を化製場等に関する法律と改めるとともに、へい獣処理場という用語を用いないこととし、へい獣取扱場という用語を死亡獣畜取扱場に改めるものであります。なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議のうえ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○農林水産委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 65	森林の保健機能の増進に関する特別措置法案	（衆）	元、三三 元、二二	付託 議決	付託 議決	百十四回国会 衆 継 続
114国会 69	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	三二 元	二二 〇〇 可決	三三 四四 可決	百十四回国会 衆 継 続

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案（第百十四回国
会閣法第六五号）

要旨

本法律案は、公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林につき保健機能の増進を図るための特別の措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりで

ある。

一、農林水産大臣は、森林の保健機能の増進に関する基本方針を定め、これに基づき、全国森林計画を変更するとともに、都道府県知事は、この変更された全国森林計画に即して地域森林計画を変更することができることとする。

二、森林所有者は、地域森林計画が変更された場合には、森林施業計画を変更し、森林の施業と施設の整備を計画的かつ一体的に推進することを内容とする森林保健機能

増進計画を当該森林施業計画の全部または一部として定め、都道府県知事の認定を求めることができることとする。この場合において、都道府県知事は、当該森林施業計画が、地域森林計画の内容に適合することのほか森林の保全に留意した森林の施業及び施設の整備に関する技術的基準に適合すること等の要件を満たす場合に、認定することとする。

三、森林所有者が、都道府県知事の認定に係る森林保健機能増進計画に従って施設を整備する場合には、林地における開発行為の許可及び保安林における制限の特例を設けることとするほか、森林組合の事業の員外利用の特例措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における森林の保健機能に係る国民の需要の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の保健機能を増進するための森林の施業と施設の整備を一体的に推進する制度を整備する等の措置を講じようとする

ものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、本法律案提出の目的と背景、保健機能の定義と内容、保安林制度及び林地開発許可制度に特例を設ける理由、総量規制及び技術基準の内容、森林保健機能増進計画の認定方法、国有林野の活用に際しての適切な配慮のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より、反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六九号）

要旨

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、退職共済年金の配偶者及び子に係る加給年金額並びに障害共済年金の配偶者に係る加給年金額を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

二、特別支給の退職共済年金の定額単価、三級の障害共済年金の最低保障額、退職共済年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額等を平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から引き上げる。

三、年金額の算定の基礎となる標準給与の月額等について平成元年四月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から再評価を行う。

四、消費者物価指数が前年の消費者物価指数を超え、又は下るに至ったときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、政令で、その翌年の四月分以後の年金額を

改定するものとする。

五、組合員である間に支給する退職共済年金及び障害共済年金の支給割合を、この法律の施行の日の属する月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から三段階を七段階（衆議院において「五段階」を修正）に改める。

六、年金の支給期月を平成二年二月一日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から年四期を年六期に改める。

七、標準給与の等級についてこの法律の施行の日の属する月の初日（衆議院において「平成元年十月一日」を修正）から八万円から四十七万円までの二十八等級を、八万円から五十三万円までの三十等級に改める。

なお、衆議院において、一、二、三の修正に伴い、平成元年度における物価スライドの特例に関する規定を削除する等所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、公的年金制度の一元化へ向けての条件整備の一環として、他の共済年金各制度と同様に、農林漁業団体職員共済組合制度について、農林漁業団体の役職員の老後保障等の充実に資するよう給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして年金額の引上げ措置を平成元年十月実施から平成元年四月実施とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、公的年金制度一元化の方向、農林漁業団体職員共済組合制度の現状と年金財政の将来見通し、制度間調整に伴う抛出等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

○運輸委員会

內閣提出法律案（二件）

(衆) は提出時の先議院

[illegible]

貨物運送取扱事業法案（第百十四回国会閣法第七四号）

要目

本案は、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応して、貨物運送取扱事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、効率的で質の高い貨物の運送のサービスの円滑な提供を確保し、利用者の利便の増進に寄与するため、現在、各運送機関ごとの個別の法律において規定されている貨物運送取扱事業の規制制度

について、その内容を見直し、総合的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物運送取扱事業を、利用運送事業と運送取次事業に区分する。

なお、利用運送事業は、航空又は鉄道運送に係る利用運送と自動車による集配の運送を一貫して行う事業を第一種利用運送事業とし、その他の利用運送事業を第二種利用運送事業とする。

二、利用運送事業を許可制とし、事業計画の変更、利用運

送約款、事業の休廃止等について所要の規定を設ける。

三、運送取次事業を登録制とし、変更登録、運送取次約款等について所要の規定を設ける。

四、貨物運送取扱事業の運賃及び料金を届出制とし、一定の事由に該当するときは、その変更を命ずることができ
る。

五、外国人等の行う国際貨物運送に係る利用運送事業を許可制、運送取次事業を登録制とし、所要の規定を設ける。

六、通運事業法を廃止するほか、現在貨物運送取扱事業に
関して規定している関係法律について所要の改正を行う。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本案につき、衆議院において、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

貨物運送取扱事業法案は、物流の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応し、各運送機関ごとの事業法において規定されている貨物運送取扱事業の規制制度の内容を見直し、利用運送事業を許可制とし、運送取次事業を登録制とする等横断的、総合的な制度を整備しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、法施行後三年を経過した場合において、法律の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の修正が行われております。

次に、貨物自動車運送事業法案は輸送ニーズの多様化及び高度化に対応して事業者の創意工夫を生かした事業活動が的確に行えるよう、一般自動車運送事業を許可制とする等、事業規制の抜本的見直しを行うとともに、過労運転等輸送の安全を阻害する行為を防止するため、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資する民間団体等の自主的な活動を促進する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して審査し、参考人の意見を聴取するとともに、過労・過積載の防止対策、諸外国における規制制度の実情、二法案の運用方針、物流業における労働力不足の現状と対策、貨物運送取扱事

業法案に対する港湾運送事業の関係と影響等、各般にわたる問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、まず、貨物運送取扱事業法案について討論に入り、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、貨物運送取扱事業者が実運送事業者に対して、不当な運賃料金の引き下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化する等の十項目の附帯決議を、全会一致をもって行いました。

次に、貨物自動車運送事業法案に対し、田淵理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の五党派共同提案に係る、輸送の安全に関する規制について、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える旨の修正案が提出されました。

続いて討論に入り、日本共産党の小笠原委員より原案に反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、貨物自動車運送事業法案は、多数をもって修正議決すべきものと決定い

たしました。

なお、本法案に対し、貨物自動車運送事業者に対する許可後の指導監督を強化する等、十九項目の附帯決議を、全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

貨物自動車運送事業法案（第百十四回国会閣法第七五号）

要旨

本案は、貨物自動車運送事業の健全な発達を図るため、当該事業を許可制とし、その運営を適正かつ合理的なものにすることにより貨物自動車運送事業者が利用者の需要の高度化及び多様化に対応して適切な運送サービスを提供し得るようになるとともに、民間団体が行う貨物自動車運送に関する秩序の確立に資するための自主的な活動を促進する措置等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物自動車運送事業の事業区分を、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の三種類に整理し、その簡素化を図る。

二、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、許可制とし、貨物軽自動車運送事業については、届出制とするとともに、その他の事業規制についても、大幅な緩和、手続きの簡素化を図る。

三、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、特定の地域で供給輸送力が著しく過剰となり、事業者の相当部分について事業の継続が困難と認められる場合等には、期間を定めて新規参入の停止の措置等の緊急調整措置を講ずることができる。

四、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金については、届出制とするとともに、一定の事由に該当するときは、その変更を命ずることができる。なお、特に必要があると思われるときは、標準運賃及び標準料金を設定することができる。

五、輸送の安全に係る事業者の遵守義務として過労運転及び過積載の防止に関する規定を新たに設けるとともに、一定の要件を備える運行管理者の選任を義務づける。

六、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送に関する秩序の確立に関する事業を推進するため、公益法人を地方貨物自動車運送適正化事業実施機関及び全

国貨物自動車運送適正化事業実施機関として指定することができる。

七、運行管理者試験を実施することとし、その事務を指定試験機関に行わせることができる。

八、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者に対し一定の命令又は処分をする場合、違反行為を指示した荷主に対しても勧告することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

修正要旨

一般貨物自動車運送事業者が輸送の安全確保について講じなければならない措置について規定した第十七条第一項に、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定を加える修正を行うものである。

委員長報告

七一ページ参照

○逓信委員会

內閣提出法律案（二件）

(衆) は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 59	電波法の一部を改正する法律案	(衆)	元、 三二四	付委員託会 議委員会 議決 議決 議決 付委員託会 議委員会 議決 議決 議決	元、 九六 修正 修正 元、 一〇、一〇、 九六 修正 修正	百十四回国会 衆 繼 統
114国会 60	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案	"	三二四	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決	元、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、 一一、一一、	百十四回国会 衆 繼 統

NHK決算

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員會議決	本院會議決	付託	委員會議決	本院會議決	
日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	昭和六三、一二 (第百十二回国会)	元、九二六	元、二二〇 議決	元、二二、一 議決	元、九二六			
日本放送協会昭和六十二年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、一二七 (第百十四回国会)	九二六			九二六			

電波法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第五九号）

要旨

最近における無線通信技術の進歩等に対処するため、主任無線従事者に関する規定を定める等無線従事者制度に關し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附屬する無線通信規則等の改正に伴う船舶地球局等の運用要件の整備等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、無線従事者關係

1 無線従事者資格に、「主任無線従事者」という必置資格を導入し、主任無線従事者の監督の下で、無資格者による無線設備の操作を認める。

2 無線従事者資格区分を「総合」、「海上」、「航空」、「陸上」及び「アマチュア」の分類による区分に改め、資格取得を容易化する。

3 無線従事者試験事務の民間委譲の範囲を拡大し、行政事務の簡素合理化を図る。

二、国際電気通信条約附屬無線通信規則の改正關係

1 船舶地球局、航空機地球局等の無線局の定義を設けるとともに、これらの無線局の免許手続を整備する。

2 新たな海上安全システム等に対応して、船舶地球局等の運用義務時間、聴取義務時間を定めるとともに、遭難通信等に関する運用手続を整備する。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、お年玉付きはがき等の寄附金の配分を受けることができる団体の範囲を拡大し、健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業を行う団体等を加えるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便事業の現状と今後の見通し、寄附金の配分のあり方などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処するため、主任無線従事者に関する規定を定めるなど、無線従事者制度に関し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附属する無線通信規則の改正に伴い、船舶地球局などの運用要件を整備するなど、所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、主任無線従事者制度の内容、無線従事者資格区分の変更、全世界的な海上遭難安全システムへの対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より五項目からなる附帯決議案が提出さ

れ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
(第百十四回国会閣法第六〇号)

要旨

本法律案は、最近における高齢化、国際化といった状況の中で生じつつある社会的要請にこたえるため、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を受けることができる団体について、その範囲を拡大し、健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業を行う団体等を加えようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

○建設委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

5	番号	件	名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
住宅基本法案				（月 日） 古川雅司君 外二名 （元、二、二八）	付月日	出月日	付委員託会 議委員決会 議本会決議	付委員託会 議委員決会 議本会決議	
				元、三、一			元、三、一 （予）	元、三、一 継続審査	

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

（衆）は提出時の先議院

件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
			付託	委員会議決	本院決議	付託	委員会議決	本院決議	
昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	（衆）	昭和六十二年三月十四日 （衆）	元、二、二七	承元、二、二七 諾元、二、二七	承元、二、二七 諾元、二、二七	元、九六	承元、二、二六 諾元、二、二六	承元、二、二七 諾元、二、二七	衆へ返付。衆、両院協議会請求せず。衆より国会の承諾がなかった旨の通知。
昭和六十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	三月十四日 （衆）	二、二七	承二、二七 諾二、二七	承二、二七 諾二、二七	九六	承二、二六 諾二、二六	承二、二七 諾二、二七	
昭和六十二年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	三月十四日 （衆）	二、二七	承二、二七 諾二、二七	承二、二七 諾二、二七	九六	承二、二六 諾二、二六	承二、二七 諾二、二七	
昭和六十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	元、二、二六 三月十四日 （衆）	二、二七	承二、二七 諾二、二七	承二、二七 諾二、二七	九六	承二、二六 諾二、二六	承二、二七 諾二、二七	衆へ返付。衆、両院協議会請求せず。衆より国会の承諾がなかった旨の通知。
昭和六十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三月十四日 （衆）	二、二七	承二、二七 諾二、二七	承二、二七 諾二、二七	九六	承二、二六 諾二、二六	承二、二七 諾二、二七	
昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	三月十四日 （衆）	二、二七	承二、二七 諾二、二七	承二、二七 諾二、二七	九六	承二、二六 諾二、二六	承二、二七 諾二、二七	

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	昭和 六三、三二六 (第百十二回国会)	元、 八七	元、三三三 是認しな いと議決	元、 九六	元、三三二 議決	百十二回国会 大蔵大臣報告 百十三回国会 百十四回国会 百十五回国会 未了 続
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	六三、二二六 (第百十二回国会)	八七	三三三 是認しな いと議決	九六	三三二 議決	百十二回国会 百十三回国会 百十四回国会 百十五回国会 未了 続
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	二二六 (第百十二回国会)	八七	三三三 是認しな いと議決	九六	三三二 議決	百十二回国会 百十三回国会 百十四回国会 百十五回国会 未了 続
昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書	二二〇 (第百十四回国会)	二二三	二二三 是認しな いと議決	九六	二二三 議決	百十四回国会 百十五回国会 未了 大蔵大臣報告
昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書	元、二二七 (第百十四回国会)	九六	二二三 是認しな いと議決	九六	二二三 議決	百十四回国会 百十五回国会 未了
昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書	二二七 (第百十四回国会)	九六	二二三 是認しな いと議決	九六	二二三 議決	百十四回国会 百十五回国会 未了

昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百十四回国会提出）

昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第百十四回国会提出）

昭和六十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第百十四回国会提出）

昭和六十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第百十四回国会提出）

昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第百十四回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外五件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら六件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その内容は、昭和六十三年一月から十二月までの間において使用または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費、昭和六十二年地方譲与税譲与金に必要な経費の増額、大韓民国ソウル市等において開催される第二十四回オリンピック競技大会に関連して日本国内における警備活動等に必要な経費、昭和六十三年度農業共済再保険金の不足を補うために必要な経費、河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額、並びに総理の外国訪問、主要国首脳会議出席等に必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら六件を一括して審査いたしました。が、質疑の内容につきましては会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より、これら六件に反対、自由民主党を代表して守住理事より、これら六件に賛成、日本共

産党を代表して諫山委員より、昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）並びに昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）、以上三件については賛成、他の三件については反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきましては、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書（第百十二回国会提出）

昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十二回国会提出）

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十二回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和六十一年度決算は、昭和六十二年十二月二十八日国会に提出され、翌六十三年五月十八日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、昭和六十三年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、昭和六十一年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行いました。

第十五回通常選挙を挟み、委員会を開くこと十回、昭和六十一年度以降の税収見積りの誤りと年度区分復元の必要性、政・官界の中枢に発生したいわゆるリクルート事件と政府の政治姿勢、天安門事件以来中止されている対中国経済協力の新規案件の再開時期及び東欧への政府経済援助の

あり方、公庫決算において貸倒引当金が損益調整に利用されていることは是非、最近発覚した証券会社の損失保証・不正経理事件の再発防止策と証券検査体制の充実強化策、産業廃棄物不法投棄の防止策、地方都市における下水道整備のあり方など、行財政全般にわたる熱心な論議が行われ、平成元年十二月十三日に質疑を終了しましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告からなっておりますが、今回は理事会において内閣に対する警告案について意見の一致をみるに至らず、本件決算を是認するか否かの議決のみ行うことになりました。

また、国有財産関係二件につきましても、従来、異議の有無について議決しておりましたが、今回からは認するか否かの議決に改めることになりました。

討論におきましては、日本社会党・護憲共同を代表して及川理事、公明党・国民会議を代表して刈田理事、日本共産党を代表して諫山委員から、それぞれ本件決算外二件は是認することに反対の意見が述べられ、また自由民主党を代表して鈴木理事から、本件決算外二件は是認することに

賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、本件決算外二件につきまして順次採決の結果、いずれも賛成少数をもって是認しないことと議決されました。

なお、決算の議決方式等につきましては、今後引き続き当委員会の理事会で協議することになっております。

以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
8	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (元、二、五)	元、三、五	元、三、五	付託 委員会 議決 可決	付託 委員会 議決 可決	

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を、政府職員と同様に百分の五十から百分の六十に引き上げる。

二、本法律案は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、今回の政府職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当についても、これと同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○選挙制度に関する特別委員会

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月 日	本院へ提 出月 日	参 議 院	衆 議 院	備考
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	長田 武士 君 外 二 名 (元、10、11)	元、10、11		付 委員託会 議 委員決会 議 本会決議	付 委員託会 議 委員決会 議 本会決議	
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本 善明 君 外 二 名 (10、11)	10、11		(予) 10、11 議 委員決会 議 本会決議	繼 続 審 査	
3	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正 特別委員長 査 特別委員長 (11、12)	11、12	元、11、12	可 元、11、12 決 元、11、12	可 元、11、12 決 元、11、12	
4	公職選挙法の一部を改正する法律案	松本 善明 君 外 二 名 (11、12)	11、12		(予) 11、12 議 委員決会 議 本会決議	繼 続 審 査	元、11、12 (委員会許可)
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正 特別委員長 査 特別委員長 (11、12)	11、12	11、12	可 11、12 決 11、12	可 11、12 決 11、12	
9	政治資金規正法の一部を改正する法律案	山花 貞夫 君 外 一 名 (11、12)	11、12		(予) 11、12 議 委員決会 議 本会決議	繼 続 審 査	

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、指定都市において、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって区が新設される場合の当該区の所属すべき衆議院議員の選挙区について、その急激な変更を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとする。

二、一の場合において、当該区については、選挙区の区域により当該区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

三、この法律は、公布の日から施行することとし、その他所要の規定を整備するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、指定都市の区の新設に関し、衆議院議員の選挙区について、その急激な変更を緩和しようとするものであります。衆議院議員の二以上の選挙区にわたって新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとする等を中心とした内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するた

め、公職の候補者等が行う寄附の禁止の強化等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、候補者等が選挙区内にある者に対してする寄附の禁止についての罰則の強化等

1 候補者等が行う政治教育のための集会における食事の実費補償としての寄附は禁止する。

2 候補者等が禁止規定に違反して行う寄附については、候補者等が自ら出席する結婚披露宴及び葬式等に係る祝儀、香典等の供与を除き、すべて罰則の対象とする。

3 候補者等以外の者が候補者等を名義人として行う寄附を禁止し、その違反に罰則を設ける。

4 候補者等に対する寄附の勧誘及び要求の禁止規定に違反し、候補者等を威迫しあるいはその当選等を失わせる目的をもってこれを行った者について罰則を設ける。3の寄附についても勧誘又は要求することを禁止し、威迫をもってこれを行った者について罰則を設ける。

二、後援団体がその選挙区内にある者に対してする寄附については、花輪、香典等の寄附及びこれらの寄附以外の

ものであっても後援団体がその設立目的により行う行事等に関して行うものでない寄附をすることを、その寄附の時期を問わず禁止し、その違反を罰則の対象とする。

三、候補者等が選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状（電報等を含む。）を出すことを禁止する。

四、候補者等及び後援団体は、選挙区内にある者に対するあいさつを目的とする広告を、有料で、新聞紙等に掲載させ又はテレビ・ラジオにより放送させることができないものとし、これに違反をした者及び威迫をもってこれを要求した者について罰則を設ける。

五、この法律は平成二年二月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、公職の候補者等が行う寄附の禁止についての罰則の強化、後援団体が行う寄附の禁止の強化、あいさつ状の禁止

及びあいさつを目的とする有料広告の禁止等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

本院議員提出法律案（九件）

[illegible]

9	入場税法案	久保 亘君 (元、一〇二六)	元、一〇三〇	元、二二二	元、二二、八	可決	可決	元、三三三 等調査特 委	未	了	元、二、八 参本会議 趣旨説明 三三三
10	地方税法の一部を改正する法律案	久保 亘君 外七名 (一〇一六)	一〇三〇	二二二	二、八	可決	可決	税制問題 三三三 等調査特 委	未	了	衆本会議 趣旨説明 三三三

消費税法を廃止する法律案（参第一号）

要旨

本法律案は、消費税が広く国民の理解と信頼を得た上で創設されたものとはいい難く、また、現在においても多くの問題を指摘される等国民に広く受け入れられているとはいえない状況にあるとして、平成二年三月三十一日限りで消費税を廃止するとともに、消費税法の廃止に伴う必要な経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律施行に伴う減収見込額は、平年度約五兆九千四百億円である。

修正要旨

廃止後の仕入れ等に係る消費税額の調整等に関する規定中、普通乗用自動車については三％を六％に改める修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました九法律案につきまして、税制問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら九法律案は、いずれも社会、公明、連合、民社の四会派を代表する久保亘君外七名の発議に係るものでありまして、その内容について簡潔に申し上げますと、まず、消費税法を廃止する法律案は、平成二年三月三十一日限りで消費税法を廃止しようとするものであります。

消費譲与税法を廃止する法律案は、消費税法の廃止に伴い、消費譲与税法がその基礎を失うこととなるため、同法を廃止しようとするものであります。

地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税法の廃止に伴い、地方交付税の対象税目から消費税を削除しようとするものであります。

次に、税制再改革基本法案は、消費税の廃止を踏まえて行う税制再改革の趣旨、行財政改革の一層の推進等の環境整備、再改革に当たっての五つの基本原則及び所得、資産、消費等に対する均衡のとれた税体系を求める基本方針を定めるとともに、二年を用途に税制再改革の具体的措置を調査、審議する国民税制改革協議会を設置しようとするものであります。

次に法人税法等の一部を改正する法律案は、法人税について平成二年度に三十七・五％に引き下げられる予定の法人税率の引下げを現行四十％のまま凍結し、所得税について有価証券譲渡益課税における源泉分離課税の算定基礎となるみなし所得率を五％から七％に引き上げ、土地譲渡所得課税のうち、長短区分の保有期間を五年から十年の本則に戻すとともに、相続税と贈与税について最高税率七十五

％を復活するものであります。

通行税法案は、航空機の旅客運賃等を課税標準とする税率十％の旧通行税を五％の税率で復元しようとするものであります。

物品税法案は、旧物品税と同品目を課税対象として物品税を復元し、税率については、第一種物品についてはそれぞれ十％、八％、第二種物品についてはそれぞれ八％、六％、四％としようとするものであります。

入場税法案は、劇場等の入場に課税し、その入場料金に税率十％の旧入場税を五％の税率で復元しようとするものであります。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案は、地方税において電気税・ガス税等を復元し、電気税は旧電気税の税率五％を三％に調整し、ガス税は税率二％で課税するほか、特別地方消費税を改めて、免税点は現行のまま据え置くことにより料理飲食等消費税を税率十％で復元しようとするものであります。

以上の九法律案のうち、消費税法廃止関連三法案及び再改革法案は九月二十八日に、消費税法廃止に伴う代替財源関連五法案は十月二十六日に本院に提出され、十一月八日

に本会議で、また十日には本特別委員会において九法律案の趣旨説明が行われました。

委員会におきましては、九法律案を一括して議題とし、発議者及び関係大臣等に対して、広範多岐にわたり、熱心な質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容について申し上げますと、参議院選挙における民意と消費税法廃止関連九法案提案との関係、国民税制改革協議会の性格及び憲法上の問題、野党四会派の考える均衡ある税体系の具体的内容、消費税廃止に伴う代替財源案による措置額及び初年度の税收額、総合課税化に向けての納税者番号制導入の可否、経済の国際化が進展する下での法人税負担のあり方、代替財源として旧物品税等を復元することの妥当性、地方自治の本旨に基づく地方財政確立のための具体的方策、高齢化社会における社会保障負担と給付のあり方、連合政権構想を進めるに当たっての各党の基本政策に対する認識及びその実現の可能性等がありますが、その詳細は会議録に譲ります。

九法律案に対する質疑を終りましたところ、及川一夫理事より、消費税法廃止法案、消費譲与税法廃止法案、

地方交付税法改正案、税制再改革法案、法人税法等改正案及び物品税法案の六法律案について、修正の動議が提出されました。

また、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、内閣から意見を聴取いたしました。

次いで六修正案及び九原案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して宮澤弘理事より、六修正案及び九原案に反対、日本社会党・護憲共同を代表して上野雄文委員、公明党・国民会議を代表して常松克安委員、連合参議院を代表して古川太三郎理事、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎昭久理事より、それぞれ六修正案及び九原案に賛成、日本共産党を代表して近藤忠孝理事より、消費税法廃止法案、同修正案、消費譲与税法廃止法案、同修正案、地方交付税法改正案、同修正案に賛成、他の六法案及び三修正案については、採決に加わらない立場からの意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、消費税法廃止法案、消費譲与税法廃止法案、地方交付税法改正案、税制再改革法案、法人税法等改正案、物品税法案の六法律案の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、

六法律案は修正議決すべきものと決定し、また、通行税法案、入場税法案、地方税法改正案の三法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

消費譲与税法を廃止する法律案（参第二号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い、消費譲与税法を廃止するとともに必要な経過措置を定めようとするものである。

修正要旨

平成三年度以後の消費税の収入額の五分の一に相当する額についても、消費譲与税として地方公共団体に譲与するものとし、その収入見込額の一定割合を、当該年度分の地方交付税の基準財政収入額に算入するものである。

委員長報告

八九ページ参照

地方交付税法の一部を改正する法律案（参第三号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い、地方交付税法の対象税目から消費税を削除するとともに必要な経過措置を定めようとするものである。

修正要旨

平成三年度以後の消費税（消費譲与税に係るものを除く）の収入額についても、その一定割合を地方交付税とするものである。

委員長報告

八九ページ参照

税制再改革基本法案（参第四号）

要旨

本法律案は、消費税創設を中心とする先の税制改革に代えて行う税制再改革について、その改革の趣旨、環境整備、

基本原則及び基本方針を示すとともに、その調査審議のための国民税制改革協議会を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税制再改革のための環境整備

国及び地方公共団体は、行財政改革の一層の推進及び高齢化社会における社会保障と国民の負担のあり方についての国民の合意の形成が図られるよう環境整備に努めなければならない。

二、税制再改革の基本原則

税制再改革は、民主的な手続きにより形成された国民の合意に基づき、税負担の公正及び公平を確保し、総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、直接税を主とし、間接税を従とすることを堅持するとともに、安定した地方財政の確立を図り、かつ、税制の社会的再配分の機能の向上に配慮することとする。

三、税制再改革の基本方針

各種特例措置の抜本的整理合理化、納税環境の整備等により、税負担の不公平が払しょくされ、所得、資産、消費等に対する均衡のとれた税体系の構築を目指して行うものとする。

四、国民税制改革協議会の設置

国民合意に基づく税制再改革実現のため、その再改革として行うべき具体的な措置について調査審議する国民税制改革協議会を総理府に設置する。同協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣及び国会に対し、報告するものとする。内閣及び国会は、その報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律の施行に要する費用の見込額は、平年度約八千万円である。

修正要旨

本法律案第八条第一項を、「協議会は、設置後二年以内を目途として、その調査審議の結果を、内閣総理大臣に対し、報告するものとする。」とし、同条第二項を、「内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」と改める等の修正を行うものである。

委員長報告

八九ページ参照

法人税法等の一部を改正する法律案（参第六号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、法人税法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法人税について、平成二年度以降適用されることとなる普通法人等に係る法人税率を四十％（本則三十七・五％）として現行税率を維持することとする特例を設けるとともに、受取配当益金不算入制度の不算入割合を二年間で六十％（現行八十％）に引き下げるほか、賞与引当金の引当限度額を二年間で二十％圧縮する等の改正を行う。

二、有価証券譲渡益課税における源泉分離課税制度について、課税利益金額の算定の基礎となるいわゆるみなし所得率を七％（現行五％）にすることにより、譲渡代金に対する税負担率を一・四％（現行一％）に引き上げるとともに、有価証券取引税について、株券等に係る税率を譲渡価額の〇・四％（現行〇・三％）に引き上げる。

三、土地税制について、土地等に係る長期譲渡所得及び短

期譲渡所得の区分の特例（現行五年）を廃止し十年に戻すとともに、所有期間二年以下の超短期所有土地等の譲渡に係る課税の特例（超短期特別重課制度）を当分の間延長する。

四、相続税及び贈与税について、それぞれ最高税率を七十五％（現行七十％）に引き上げる。

五、酒税及びたばこ税について、消費税廃止後も税負担率がほぼ現行水準を維持できるよう、それぞれ税率調整を行う。
なお、本法律施行に伴う増収見込額は、平年度約二兆二千三百二十億円である。

修正要旨

本法律案の相続税法の改正規定の施行日及び適用区分に係る期日について、原案において「平成二年四月一日」とあるのを「平成三年一月一日」と改める修正を行うものである。

委員長報告

八九ページ参照

通行税法案（参第七号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、通行税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、汽車、電車、乗合自動車、船舶（以下「汽車等」という。）及び航空機の乗客は、通行税を納める義務がある。
- 二、通行税の課税標準は、汽車等及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等とし、その税率は、百分の五とする。

なお、別途、租税特別措置法を改正し、離島航空路線の通行税の特例税率は百分の三とする。

- 三、汽車等の二等の乗客、船舶の一等の乗客は寝台料金又は特別車両料金等に係る通行税を除き、原則通行税を納める義務がないものとする等通行税の非課税に係る所要の規定を設ける。

- 四、汽車等又は航空機により旅客の運送を営む者は、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に通行税を徴収し、その

徴収の日に属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならぬ。

なお、本法律施行に伴う増収見込額は、平年度約四百五十億円である。

委員長報告

八九ページ参照

物品税法案（参第八号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、物品税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、物品税は、旧物品税と同品目を課税対象とする。

- 二、納税義務者は、小売段階で課税される第一種物品については、その物品の販売業者、製造段階で課税される第二種物品については、その物品の製造者、保税地域から引き取る課税物品については、その物品を引き取る者とする。

- 三、課税対象物品のうち、一般消費者の生活及び産業経済

に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さないものとする。

四、課税標準は、第一種課税物品については、当該小売に係る小売価格に相当する金額、第二種課税物品については、通常の卸取引形態による通常の卸市場価格に相当する金額とする。

五、税率は、第一種物品についてはそれぞれ、百分の十、百分の八、第二種物品についてはそれぞれ、百分の八、百分の六、百分の四とする。

六、第一種物品の販売業者は、翌月末日までに、第二種物品の製造者は、翌々月末日までに申告、納付する。

なお、本法律施行に伴う増収見込額は、平年度約一兆円である。

修正要旨

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十五条第一項の「関税等の特例」に物品税を加えるとともに、物品税法に定める別表の課税物品のうち、軽自動車の範囲「三二〇センチメートル」、「五五〇立方センチメートル」とあ

るのを、「三三〇センチメートル」、「六六〇立方センチメートル」と改める修正を行うものである。

委員長報告

八九ページ参照

入場税法案（参第九号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、入場税の制度を復元しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる場所への入場には、入場税を課する。

(一) 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聴かせる場所

(二) 競馬場及び競輪場

(三) (二)に掲げる場所に類する場所で、政令で定めるもの
二、興行場等の経営者等は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務がある。

三、入場税は、入場料金を課税標準とし、入場料金の百分

の五の税率により課する。

四、入場料金が、一人一回の入場について、映画を催す場所において二千円、主として演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を催す場所において五千円、競馬場、競輪場等において三十円以下であるときは、入場税を課さない。

五、興行場等の経営者等は、その興行場等ごとに、毎月、課税標準額、入場税額等を記載した申告書を、翌月末日までに、その興行場等の所轄税務署長に提出し、同日までに入場税を納付しなければならない。

なお、本法律施行に伴う増収見込額は、平年度約四十億円である。

委員長報告

八九ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案（参第一〇号）

要旨

本法律案は、消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、地方間接税の復元等を行うとするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

一、道府県たばこ税及び市町村たばこ税

道府県たばこ税の税率を千本につき千八百六十六円（現行千二百二十九円）に、市町村たばこ税の税率を千本につき二千百円（現行千九百九十七円）とする。

二、ゴルフ場利用税

名称を娛樂施設利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場のほか舞踏場、ぱちんこ場等とし、標準税率をゴルフ場については一人一日につき千百円（現行八百円）、その他の施設については利用料金の百分の十とする。ともに、ゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を二分の一（現行十分の七）とする。

三、特別地方消費税

名称を料理飲食等消費税に改め、その標準税率を百分の十とする。

四、電気税及びガス税

市町村税として電気税及びガス税を設け、税率は電気税については百分の三、ガス税については百分の二とする。電気料金が三千六百円（月額）以下であるときは電気税を課することができないこととし、ガス料金が一万二

千円（月額）以下であるときはガスを課することができないこととする。

委員長報告

八九ページ参照

○土地問題等に関する特別委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114国会 61	土地基本法案	（衆）	元、三、六	元、二、三 修、二、三 正、二、三 修、二、三 正、二、三	元、九、六 修、二、七 正、二、七 修、二、七 正、二、七	百十四回国会衆議院 百十五回国会衆議院 百十六回国会衆議院 元、二、三 参本会議趣旨説明 二、三 衆へ回付 二、四 衆同意
114国会 62	国土利用計画法の一部を改正する法律案	〃	三、六	二、三 可、二、三 決、二、三 可、二、三 決、二、三	九、六 可、二、七 決、二、七 可、二、七 決、二、七	百十四回国会衆議院 百十五回国会衆議院 百十六回国会衆議院

土地基本法案（第百十四回国会閣法第六一号）

要旨

本法律案は、地価の高騰による国民生活への弊害等の我が国における土地問題の現状にかんがみ、土地対策を総合的に推進するため、土地についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地についての基本理念

土地については、公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、公共の福祉を優先させる等の土地についての基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体は基本理念にのっとり、土地に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する等、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確化する。

二、土地に関する基本的施策

土地利用計画の策定、適正な土地利用の確保を図るた

めの措置、土地取引の規制等に関する措置、社会資本の整備に関連する利益に応じた適切な負担、税制上の措置など土地に関する施策のうち基本となる事項を定める。

三、土地政策審議会

内閣総理大臣の諮問機関として国土庁に土地政策審議会を置き、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。なお、本法律案は、衆議院において、土地についての基本理念における公共の福祉の優先、土地利用計画の策定に当たっての関係住民の意見の反映、公的土地評価の適正化等について修正が行われている。

修正要旨

- 一、国及び地方公共団体の責務に関する第六条の規定を改め、国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有することとする。
- 二、第十二条第二項に、国及び地方公共団体は、適正な土地利用の確保を図るため、公有地の拡大の推進等公共用地の確保に努めるものとする規定を追加する。
- 三、土地取引の規制に関する措置の第十三条の規定を改め、

国及び地方公共団体は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正な地価の形成に資するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

四、国及び地方公共団体は、土地に関する施策を講ずるにつき、相協力し、その整合性を確保するように努めるものとするとともに、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする規定を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、土地基本法案は、近年の地価高騰が国民の住宅取得を困難とし、社会資本の整備に支障を及ぼすとともに資産格差を拡大し、社会的不公平感を増大させる等我が国の社会・経済に重大な問題を引き起こしている現状にかんがみ、土地について公共の福祉を優先させる等の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制

等土地に関する施策の基本となる事項及び土地に関する総合的かつ基本的な施策を審議する土地政策審議会の設置等を定めることにより、正常な需給関係と適正な地価形成を図るための土地対策を総合的に推進しようとするものとあります。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るため、監視区域に所在する土地について投機的取引と認められる土地取引の届出があった場合における勧告の特例を設けるとともに、遊休土地の制度について面積要件の引き下げ、期間要件の短縮等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、京都、大阪、兵庫の三府県に委員派遣を行い、また、参考人から意見を聴取するとともに、地価の抑制、投機的な土地取引の防止、土地税制、住宅・宅地の供給、公有地の拡大、首都機能の移転等広範多岐にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、土地基本法案について村沢理事より公有地の拡大の推進、施策の整合性確保と行政組織の整備等に

関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合共同の修正案が提出されました。

次いで、土地基本法案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、国土計画法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両法案に対し、十二項目の附帯決議を付することにしたしました。

以上、御報告申し上げます。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六二号）

要旨

本法律案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、

地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るため、監視区域における投機的取引の抑制、遊休土地の制度の改善を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地に関する権利の移転等の届出があった場合の勧告に関する特例

都道府県知事は、監視区域に所在する土地について取引の届出があった場合において、当該届出に係る土地が短期間に自らの利用に供されることなく実需者以外の者に転売され、適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二、遊休土地である旨の通知要件の改正

都道府県知事が遊休土地である旨を通知する場合の面積要件を規制区域及び監視区域に所在する土地について引き下げるとともに、期間要件を三年から二年に短縮する。

三、罰金の額の引上げ

罰金の額について経済実勢に合わせて所要の引上げを

行う。

委員長報告

一〇〇ページ参照

内閣提出法律案（二件）

114 国会 13	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する 法律案	番号	件名	先議院	提出 月日	参議院	衆議院	備考
	(衆)					付 託 議 決	付 託 議 決	
	元、二七					委員 會 議 決	委員 會 議 決	
	未了					議 決	議 決	
	元、九、 元、三、 元、三、 元、三、 元、五					付 託 議 決	付 託 議 決	
	内閣 可決 可決 可決					委員 會 議 決	委員 會 議 決	
						議 決	議 決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院	衆議院	備考
件名	与謝野馨君 外四名 (元、三、八)	元、三、四		付託会議決 委員会決議 本会議決	付託委員會議決 本會議決 (社会労働) 継続審査	
10	消費生活協同組合法の一部を改正する法律案					

(4) 本会議決議

1	番号
米の輸入自由化反対に関する決議案	件名
市川正一君 外二名	提出者
元、〇、云	提出 月日
未了	付 委員会 託
	議 委員会
	決 委員会
	議 本会議
	備考

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	土地問題	税制問題	災害対策	議院運営	建設	運輸	商工	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	法務	地方行政	内閣	委員会				備考
																付託	採択	不採択	未了	
四九九一	一	三一〇二	四	五七	五	六七	二	六六	一二七一	二二八	五	一八	五	二六	一三四	採	択	不採	未了	採
一八七	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇	三二	一二三	九	〇	四	〇	一六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四八〇四	一	三一〇二	〇	五七	五	六七	二	三四	一二四九	二一九	五	一四	五	一〇	一三四	採	択	未了	未了	採
一八七	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇	三二	一二三	九	〇	四	〇	一六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
														意見書付二						

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○地方行政委員会

一六件

交差点事故防止対策に関する請願（第六五〇号外一件）（意見書付）
交差点等の交通事故防止対策に関する請願（第四八〇〇号外一三件）

○外務委員会

四件

在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願（第三二〇七号外三件）

○文教委員会

九件

私学助成に関する請願（第六三号）
現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第一六九号外四件）

義務教育費国庫負担の堅持等に関する請願（第三一六号）
義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第三三一六号）

小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第四七〇九号）

○社会労働委員会

一二二件

脊（せき）髄空洞症の難病指定に関する請願（第九一号外九件）

労働時間の短縮に関する請願（第一六七号）

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（第三二二二号外六六件）

保育制度の堅持と充実に関する請願（第二三二六号外一件）

国立病院・療養所の看護婦宿舍の改善に関する請願（第二六六四号外四件）

保育所制度の充実に關する請願（第三七一九号外二六件）

○農林水産委員会

三二件

米の輸入自由化反對に關する請願（第一一四号外二四件）

水田農業確立後期対策に關する請願（第三三五号）

園芸施設共済における共済目的の拡充に關する請願（第三三六号）

中山間地域農山村の農業振興に關する請願（第三二〇四号外三件）

第八次漁港整備長期計画の促進及び漁港関係事業予算の確保等に関する請願（第四二二五号）

○災害対策特別委員会

四件

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する請願（第三二〇九号外三件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成元年
十一月 十六日 木曜日

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

潜水艦「なだしお」の航泊日誌に関する件、ウタリ問題の統一窓口に関する件、公務員の婦人の地位向上に関する件、防衛白書の軍事データに関する件、即位の礼及び大嘗祭に関する件、日米共同訓練に関する件、基地問題に関する件、次期防衛力整備計画に関する件、自衛隊の隊員施策の充実・人材確保に関する件、シベリア抑留者問題に関する件等について松本防衛庁長官、森山内閣官房長官、水野総務庁長官、政府委員、海上保安庁、労働省、文部省、外務省、建設省、環境庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

○地方行政委員会

平成元年
十二月 五日 火曜日

地方行政の改革に関する件（地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）と一括議題）について渡部国務大臣、政府委員、外務省、文部省、建設省、農林水産省、林野庁

及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○法務委員会

平成元年

十二月

五日

火曜日

検察及び裁判の運営等に関する件（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）と一括議題）について後藤法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所及び外務省当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成元年

十一月

九日

木曜日

最近の国際情勢等に関する件（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第四号）（衆議院送付）及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第五号）（衆議院送付）と一括議題）について中山外務大臣、政府委員、外務省、法務省、労働省、警察庁、大蔵省、運輸省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

十二月 五日 火曜日

米ソ首脳マルタ会談に関する件、東欧情勢に関する件、フィリピン情勢に関する件、米空母タイコンデロガに係る事前協議に関する件、チェルノブイリ事故による放射能汚染飼料に関する件、子どもの権利条約に関する件、経済協力に関する件、プルトニウムの海上輸送に関する件、在外公館職員の処遇改善に関する件等について中山外務大臣、政府委員、外務省、農林水産省、通商産業省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

平成元年
十一月 七日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

平成元年
十二月 五日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

文教行政に対する文相の所感に関する件、登校拒否児及び高校中退者に対する対策に関する件、生涯学習の振興に関する件、子どもの権利に関する条約に関する件、在日朝鮮人児童への差別的発言に関する件、学校五日制導入への取組みに関する件、大学入試センター試験に関する件、国立生命倫理研究所設立に関する件、教員の勤務評定に関する件等について石橋文部大臣、政府委員、外務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

平成元年 十月	五日	木曜日	派遣委員から報告を聴いた。
十一月	九日	木曜日	労働行政の現状について政府委員から説明を聴いた。
十一月	十四日	火曜日	厚生行政の現状について政府委員から説明を聴いた。
十一月	十六日	木曜日	労働災害及び安全対策に関する件、障害者の雇用問題に関する件、建設関係労働者の賃金問題等に関する件、労働時間問題に関する件、外国人労働者問題に関する件、女子パート労働者の雇用環境問題に関する件、高齢者の雇用対策に関する件、勤労者の福祉向上策に関する件等について福島労働大臣、政府委員、労働省、人事院、建設省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
十一月二十八日	火曜日		診療報酬改定に関する件、老人福祉対策に関する件、障害者（児）問題に関する件、医療廃棄物対策に関する件、輸入食品の安全対策に関する件、高齢者等の住宅問題に関する件、年金額の改善に関する件、原爆被爆者対策に関する件等について戸井田厚生大臣、政府委員、文部省、環境庁及び建設省当局に対し質疑を行った。
十一月三十日	木曜日		本小委員会の運営について協議を行った。

（育児休業問題に関する小委

員会)

十二月 七日 木曜日

(育児休業問題に関する小委員会)

育児休業制度をめぐる経過と現状について参議院事務局当局から報告を聴いた。

○農林水産委員会

平成元年

十一月 十六日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

当面の農林水産行政に関する件について鹿野農林水産大臣、政府委員、国税庁、大蔵省、厚生省、通商産業省、外務省、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。

十一月 十七日 金曜日

当面の農林水産行政に関する件について鹿野農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
農業政策の拡充強化に関する決議を行った。

十二月 五日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について鹿野農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

平成元年

十一月二十一日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 十四日 木曜日

日米構造協議に関する件、今後の国内景気見通しに関する件、中小企業の財務内容健全化と労働力確保に関する件、地域産業の活性化に関する件、内外価格差の是正に関する件、輸入促進と流通機構改革に関する件、浜岡原子力発電所の安全性に関する件、地球環境と新エネルギー開発に関する件、紙の需要増と古紙利用に関する件、文化・芸術産業の振興に関する件等について松永通商産業大臣、高原経済企画庁長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

平成元年

十一月 九日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月 三十日 木曜日

国内航空運賃に関する件、J R各社の安全対策と経営状況に関する件、日航機墜落事故に関する件、佐川急便の経営問題に関する件、高速道路料金に関する件、交通事故増加の現状と対策に関する件、地方空港の活性化に関する件、日米航空協定に関する件、国鉄清算事業団職員の再就職問題に関する件等について江藤運輸大臣、政府委員、警察庁、建設省、運輸省当局、参考人首都高速道路公団理事星忠行君及び日本道路公団理事廣瀬好宏君に対し質疑を行った。

○通信委員会

平成元年
十一月 一日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 五日 火曜日

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する件について大石郵政大臣、政府委員、郵政省当局、参考人日本放送協会理事尾畑雅美君、国際電信電話株式会社代表取締役・副社長児島光雄君、同常務取締役奥田量三君、同小林好平君、日本電信電話株式会社取締役・経営企画本部長大星公二君、同高度通信サービス事業本部画像・電信事業部長矢嶋国男君及び同労働部長和田紀夫君に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成元年
十一月 九日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月 三十日 木曜日

道路整備に関する件、下水道整備に関する件、長良川河口堰建設に関する件、高速道路の地震対策に関する件、建設市場開放問題に関する件、国際花と緑の博覧会に関する件、住宅・宅地供給に関する件、東京湾開発問題に関する件等について原田建設大臣、石井国土庁長官、政府委員、厚生省、運輸省、建設省、環境庁、総理府、外務省当局、参考人住宅・都市整備公団理事片山正夫君及び同渡辺尚君に対し質疑を行った。

○予算委員会

平成元年

十月 二十日 金曜日

予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、福島労働大臣、後藤法務大臣、橋本大蔵大臣、鹿野農林水産大臣、江藤運輸大臣、中山外務大臣、石井国土庁長官、石橋文部大臣、戸井田厚生大臣、斎藤科学技術庁長官、高原経済企画庁長官、松永通商産業大臣、渡部国務大臣、梅澤公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

十月二十三日 月曜日

予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、森山内閣官房長官、戸井田厚生大臣、中山外務大臣、江藤運輸大臣、大石郵政大臣、橋本大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

十月二十四日 火曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、海部内閣総理大臣、橋本大蔵大臣、高原経済企画庁長官、後藤法務大臣、戸井田厚生大臣、松本防衛庁長官、中山外務大臣、松永通商産業大臣、石井国土庁長官、渡部国務大臣、福島労働大臣、水野総務庁長官、鹿野農林水産大臣、政府委員、参考人税制調査会会長小倉武一君及び日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

十月二十五日 水曜日

予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、中山外務大臣、江藤運輸大臣、石橋文部大臣、橋本大蔵大臣、松永通商産業大臣、戸井田厚生大臣、後藤法務大臣、森山内閣官房長官、水野総務庁長官、鹿野農林水産大臣、高原経済企画庁長官、渡部国務大臣、石井国土庁長官、福島労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

十月二十六日 木曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、海部内閣総理大臣、橋本大蔵大臣、戸井田厚生大臣、原田建設大臣、後藤法務大臣、中山外務大臣、志賀環境庁長官、高原経済企画庁長官、松本防衛庁長官、阿部沖縄開発庁長官、森山内閣官房長官、渡部国家公安委員会委員長、石井国土庁長官、政府委員及び参考人新幹線鉄道保有機構理事長石月昭二君に対し質疑を行った。

十月二十七日 金曜日

予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、橋本大蔵大臣、高原経済企画庁長官、戸井田厚生大臣、福島労働大臣、松本防衛庁長官、石井国土庁長官、原田建設大臣、後藤法務大臣、中山外務大臣、阿部北海道開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

十月三十日 月曜日

予算の執行状況に関する件について海部内閣総理大臣、石橋文部大臣、橋本大蔵大臣、中山外務大臣、石井国土庁長官、森山内閣官房長官、渡部自治大臣、水野総務庁長官、戸井田厚生大臣、大石郵政大臣、福島労働大臣、原田建設大臣、後藤法務大臣、鹿野農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

平成元年
十一月 八日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 一日 金曜日

核融合エネルギーに関する件について参考人日本原子力研究所理事吉川允二君、核融合科学研究所長飯吉厚夫君及び大阪大学レーザ核融合研究センター長中井貞雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

平成元年
十一月二十九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害及び環境保全対策に関する件について志賀環境庁長官、政府委員、運輸省、大蔵省、建設省、文部省、環境庁、厚生省、通商産業省、警察庁及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行った。

○選挙制度に関する特別委員会

平成元年
十一月 九日 木曜日

第十五回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について渡部自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

平成元年 十二月 十三日 水曜日	沖繩の米軍基地整理縮小に関する件、新石垣空港に関する件、恩納村都市型戦闘訓練施設に関する件、沖繩近海における水爆搭載機水没事故に関する件、沖繩の航空管制権に関する件、へき地級地見直しに関する件、那覇の対潜水潜戦作戦センターに関する件、不発弾処理に関する件、強制疎開マラリア遺族補償に関する件、沖繩の厚生年金格差是正に関する件、日ソ平和条約交渉と北方領土問題に関する件等について阿部国務大臣、政府委員、防衛施設庁、防衛庁、運輸省、外務省、文部省、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
---------------------	---

○土地問題等に関する特別委員会

平成元年 十二月 一日 金曜日	派遣委員から報告を聴いた。
--------------------	----------------------

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成元年 十月三十一日 火曜日	ソビエト社会主義共和国連邦、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国における外交・防衛・軍縮・経済協力問題について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
--------------------	---

十一月二十九日 水曜日

最近の国際情勢に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

十二月十三日 水曜日

地球環境問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、質疑を行った。

○国民生活に関する調査会

平成元年

十二月十三日 水曜日

内外価格差問題に関する件について政府委員、通商産業省及び公正取引委員会当局から説明を聴いた。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成元年

十月三十一日 火曜日

調査項目の選定について会長から報告があった。

我が国の経済構造の問題点と将来展望に関する件について政府委員及び外務省当局から説明を聴き、参考人・社団法人経済団体連合会常務理事内田公三君から意見を聞いた後、同参考人、参考人同連合会国際経済部長太田元君、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

十二月十三日 水曜日

我が国の経済構造の問題点と将来展望に関する件について参考人在日米国商工会議所副会頭アル

バート・L・シーグ君及び経済企画庁経済研究所所長吉富勝君から意見を聴いた後、両参考人に
対し質疑を行った。

当面の石炭対策に関する決議を行った。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		土 屋 義 彦君	
副 議 長		小 野 明君	
常 任 委 員 長	内 閣	板 垣 正君	
	地 方 行 政	渡 辺 四 郎君	
	法 務	黒 柳 明君	
	外 務	山 東 昭 子君	
	大 蔵	藤 井 孝 男君	
	文 教	柳 川 覺 治君	
	社 会 労 働	浜 本 万 三君	
	農 林 水 産	仲 川 幸 男君	
	商 工	倉 田 寛 之君	
	運 輸	中 野 鉄 造君	
	通 信	青 木 薪 次君	
	建 設	対 馬 孝 且君	
	予 算	林 田 悠紀夫君	
	決 算	千 葉 景 子君	
	議 院 運 営	下 条 進一郎君	
	懲 罰	赤 桐 操君	
特 別 委 員 長	科 学 技 術	中 西 珠 子君	
	環 境	大 森 昭君	
	災 害 対 策	佐 藤 三 吾君	
	選 挙 制 度	前 田 勲 男君	
	沖 縄 ・ 北 方	田 代 由紀男君	
	税 制 問 題	元.11.8 設置	中村太郎君 (元.11.8)
	土 地 問 題	元.11.8 設置	福間知之君 (元.11.8)
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	中 西 一 郎君	
	国 民 生 活	遠 藤 要君	
	産 業 ・ 資 源	小 山 一 平君	
事 務 総 長		加藤木 理 勝君	佐伯英明君 (元.12.15)

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平 元.12.16 現在)

会 派	議員数	①平4.7.7任期満了			②平7.7.22任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	109(6)	22(2)	51(2)	73(4)	15(2)	21	36(2)
日本社会党・護憲共同	72(15)	9(1)	13(2)	22(3)	20(6)	30(6)	50(12)
公 明 党・国 民 会 議	21(3)	7(1)	4	11(1)	6(2)	4	10(2)
日 本 共 産 党	14(6)	5(1)	4(2)	9(3)	4(2)	1(1)	5(3)
連 合 参 議 院	12(2)	0	1	1	0	11(2)	11(2)
民社党・スポーツ・国民連合	10	3	2	5	3	2	5
参 院 ク ラ ブ	5	2	1	3	1	1	2
税 金 党 平 和 の 会	4	2	0	2	1	1	2
各派に属しない議員	5(1)	0	0	0	0	5(1)	5(1)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252(33)	50(5)	76(6)	126(11)	50(12)	76(10)	126(22)

※ ()内は婦人議員数